委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年１月26日

香川県人事委員会委員長　桑　城　秀　樹

香川県人事委員会規則第１号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第１（第２条、第４条関係）

市町名	機関		職名
さぬき市	略		
	出先機関	略	
		市民病院	院長、副院長、事務部長、診療部長、医療技術部長、看護部長、地域医療部長、課長、室長、科長、副看護部長、大川老人訪問看護ステーション所長、看護師長、主幹、総務課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・財政担当副主幹・人事又は給与担当係長・財政担当係長
		診療所	所長、事務長、科長
		略	
東かがわ市	略		
	出先機関	略	
		人権センター大内交流館	館長
		中学校	校長、教頭
		略	
三豊市	本庁	略	
		市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、上席主

改正前

別表第１（第２条、第４条関係）

市町名	機関		職名
さぬき市	略		
	出先機関	略	
		市民病院	院長、副院長、事務部長、診療部長、医療技術部長、看護部長、地域医療部長、事務次長、課長、室長、科長、副看護部長、大川老人訪問看護ステーション所長、看護師長、主幹、総務課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・財政担当副主幹・人事又は給与担当係長・財政担当係長
		略	
東かがわ市	略		
	出先機関	略	
		人権センター大内交流館	館長
		白鳥温泉	所長
		中学校	校長、教頭
		略	
三豊市	本庁	略	
		市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、上席主

			幹、人事課の課長補佐・人事担当主任・人事担当副主任
		略	
	略		
土庄町	略		
	町長部局		参事、会計管理者、課長、主幹、企画課の人事担当の副主幹・係長、病院の病院長・事務長・事務次長・総看護師長
	略		
略			
宇多津町	略		
	町長部局		会計管理者、課長、室長、主幹、総務課の課長補佐
	略		
略			

別表第２（第２条、第４条関係）

一部事務組合	職名
略	
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、総務課の課長補佐、七宝荘所長、クリーンセンターの所長・所長補佐、県立三豊体育館館長、電子計算センター所長
略	

			幹、人事課の課長補佐・人事担当主任
		略	
	略		
土庄町	略		
	町長部局		会計管理者、課長、主幹、企画課の人事担当の副主幹・係長、病院の病院長・事務長・事務次長・総看護師長
	略		
略			
宇多津町	略		
	町長部局		会計管理者、グループ長、課長、室長、総務課の課長補佐・係長
	略		
略			

別表第２（第２条、第４条関係）

一部事務組合	職名
略	
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、総務課の課長補佐、七宝荘所長、とがみ園園長、クリーンセンターの所長・所長補佐、県立三豊体育館館長、電子計算センター所長
略	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。